

令和 6 年度

高梁市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金

Q & A

1. 令和 6 年度高梁市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について 2
2. 支援金の支給対象施設について 3
3. 申請方法について 4

1. 令和6年度高梁市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について

Q.1	この支援金の目的は何ですか。
<p>物価高騰の長期化を受け、患者、利用者に負担を転嫁できない医療機関、福祉施設等において光熱水費や食材料費などの運営経費負担が増大していることから、安全・安心で質の高いサービスや医療の提供、公衆衛生の維持を可能とするためその影響額の全部又は一部を支援金として支給するものです。</p>	

Q.2	支給額はいくらになりますか。
<p>施設の種別、形態、区分によって支給額が異なります。具体的には、次の表をご確認ください。施設によって、病床（定員）当たりで計算するものと施設当たりで金額が決まるものがあります。</p>	

施設種別	施設形態	施設区分	基準額	
			【分類】	金額
01 等 医療 施設	01 医療施設	01 病院（100床以上）	A	2千円/1床
		02 病院（100床未満）	B	4千円/1床
		03 有床診療所（19床以下）	C	8千円/1床
		04 無床診療所	D	2.3万円
		05 歯科診療所		
	02 関係施設	01 指定訪問看護ステーション	E	1万円
02 薬局	01 その他	01 薬局	E	1万円
03 障害 福祉 施設 等	01 入所施設	01 施設入所支援	A	2千円/1定員
		02 共同生活援助		
		03 福祉型障害児入所施設		
		04 医療型障害児入所施設		
		05 短期入所（専用床のみ）		
		06 救護施設		
	02 通所施設	01 療養介護	F	2万円
		02 生活介護		
		03 自立訓練（生活・機能）		
		04 宿泊型自立訓練		
		05 就労移行支援		
		06 就労継続支援A型		
03 その他	07 就労継続支援B型	E	1万円	
	08 児童発達支援（福祉型・医療型）			
	09 放課後等デイサービス			
	10 授産施設			
	01 居宅介護			
	02 重度訪問介護			
04 高齢 者 施設 等	01 入所施設	03 同行援護	A	2千円/1定員
		04 行動援護		
		05 就労定着支援		
		06 自立生活援助		
		07 居宅訪問型児童発達支援		
		08 保育所等訪問支援		
	02 通所施設	09 計画相談支援	F	2万円
		10 地域移行支援		
		11 地域定着支援		
		12 障害児相談		
		01 介護老人福祉施設		
		02 介護老人保健施設		
01 入所施設	03 介護医療院	A	2千円/1定員	
	04 短期入所生活介護（専用床のみ）			
	05 短期入所療養介護（みなし指定を除く）（専用床のみ）			
	06 特定施設入居者生活介護※			
	07 認知症対応型共同生活介護			
02 通所施設	08 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	F	2万円	
	09 養護老人ホーム			
	10 軽費老人ホーム			
	01 通所介護			
	02 通所リハビリテーション（みなし指定を除く）			
01 入所施設	03 小規模多機能型居宅介護	F	2万円	
	04 看護小規模多機能型居宅介護			
	05 地域密着型通所介護			

03	その他	01	訪問介護	E	1万円
		02	訪問看護（みなし指定を除く）		
		03	訪問リハビリテーション（みなし指定を除く）		
		04	居宅療養管理指導（みなし指定を除く）		
		05	居宅介護支援		
		06	福祉用具貸与		

※養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。また、規模判断及び基準額の算定は、特定施設として指定を受けた定員とする。

Q.3	施設運営費（物価高騰影響額等）を算出する必要がありますか。
	申請に際して算出する必要はありません。

Q.4	支給された支援金の用途制限はありますか。
	用途制限はありません。なお、実績の報告等も必要ありません。

Q.5	支給金は税の対象となりますか。
	対象となります。詳しいことは、税務署等にお問い合わせください。

2. 支援金の支給対象施設について

Q.6	どのような施設が対象となりますか。
	<p>次の2点を満たす施設が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地が高梁市内にあるQ.2の一覧に区分が該当する医療・福祉施設等であること。 ・令和6年4月1日以前に運営を開始し、申請日時点で運営を継続している施設で、今後も事業を継続する意思があるもの ・令和5年4月2日から令和6年4月1日までの間に、別表1に掲げる施設区分に応じたサービス提供の実績があるもの <p>※次の1～5に該当する施設は、支援金の対象となりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年4月2日以降に運営を開始した施設 2 国、県又は市町村が普通会計で設置し運営する施設 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げているもの 4 申請日において市税に滞納があるもの 5 上記のほか、本支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと市長が認めたもの（Q.7～Q.11関係）

Q.7	休止中の施設は対象となりますか。
	令和6年4月1日時点で休止中の施設は、支援金の対象とはなりません。

Q.8	現在は高梁市内で事業を行っていますが、数か月後には廃業予定です。この場合は支援金の対象となりますか。
	対象外となります。支援金の受給は、申請日時点で引き続き高梁市内で事業を継続する意思があることが前提ですが、申請後、予期していなかった理由により廃業、休止となった場合には返還の必要はありません。

Q.9	令和6年4月3日に施設を立ち上げましたが、補助対象となりますか。
	令和6年4月2日以降に運営を開始した施設のため、対象外です。

Q.10	施設区分ごとに対象外要件はありますか。
	<p>次の1～3に該当する場合は、支援金の対象とはなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病院及び歯科・歯科診療所のうち保険医療機関の指定をうけていないもの 2 薬局のうち保険薬局の指定を受けていないもの 3 福祉施設（障害・高齢）のうち、行政当局の指定、届出の無いもの

Q.11	老人ホーム及びサービス付き高齢者専用住宅は支援の対象にならないのですか。
-------------	---

この支援金は、公定価格により費用等が設定されている事業所等を対象に支援を行うものであり、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及び、サービス付き高齢者専用住宅にあつては、特定施設入居者生活介護指定を受けた定員数により支援を行います。

Q.12 施設や事業所は高梁市内にあるが、本社が高梁市内にない場合は対象となりますか。

本社が高梁市外にあつても、高梁市内を所在地とする施設が存在する場合、当該施設分については支給対象となります。ただし、市外に所在する施設については、支援金の対象外です。

Q.13 他団体等にて物価高騰対策の支援金を受給（又は受給予定）していますが、この度の支援金を申請することは可能ですか。

可能です。ただし、本支援金を受給した場合に他団体等の給付金を受けることができるか否かは、他団体等の支給要件をご確認ください。

Q.14 みなし指定を受けている施設区分でも申請ができますか。

みなし指定を受けている施設区分については支給の対象外です。一般指定を受けている方の区分で申請してください。

例1 医療機関で一般指定、介護事業所でみなし指定 → 医療機関のみ申請可能

例2 介護施設で一般指定、介護事業所でみなし指定 → 介護施設のみ申請可能 など

なお、施設又は事業所がそれぞれの区分で一般指定を受けている場合は、両方とも申請できます。

Q.15 介護予防サービスは1つのサービスとして受給できますか。

介護予防サービスは対象となりません。高梁市から指定又は委託を受け、介護予防・日常生活支援総合事業の通所サービス又は訪問サービスだけを提供している事業所も対象外です。

Q.16 複数の施設を運営している場合、それぞれで支給を受けることは可能ですか。

可能です。この場合、施設（Q.2 記載の施設区分）ごとに申請を行ってください。

例1 病院と介護老人福祉施設を運営・・・病院と介護老人福祉施設を別々に申請

例2 A病院とB病院を運営・・・・・・・・・・A病院とB病院を別々に申請

Q.17 同じ建物内で複数の施設を運営している場合は、施設単位で支給を受けられますか。1施設のみしか支給対象とならないでしょうか。

同一の住所、同一建物内において複数の指定を受けている施設についても、原則それぞれの区分で支給可能です。

Q.18 この申請における「病床数」は、具体的にはどの数字を記入すればよいでしょうか。

直近の病床機能報告に基づく報告病床数（稼働病床）を記入してください。

Q.19 空床利用型ショートステイは、対象となりますか。

対象となりません。

Q.20 有床診療所において全ての病床を休床している場合は、有床診療所、無床診療所のいずれの施設区分で申請するのでしょうか。

令和6年4月1日時点で全ての病床を休床し、施設が現存している場合は「無床診療所」の区分で申請してください。

3. 申請方法について

Q.21 申請方法について教えてください。

申請は、担当課へ直接提出（開庁日の8時30分から17時15分まで）頂くか、郵送ください。

Q.22 申請期限はいつまでですか。

申請の受付期間は、令和6年4月1日（月）から4月30日（火）となります。郵送での申請は、4月30日の消印があるものまでを有効とします。

Q.23 支援金の支給日等が知りたいです。

支給については、申請月の翌月末までに支払う予定です。

Q.24 申請に必要な書類等を教えてください

次の2種類の書類が必要です。

①令和6年度高梁市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

②振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し

※通帳表紙と通帳の2ページ目（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写し

※ゆうちょ銀行は、通帳の3ページ目（店名・店番・口座番号）の写しも添付してください。

Q.25 振込口座が当座預金口座のため、通帳がない場合の対応を教えてください。

「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもので、金融機関が発行する当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳の写し等を提出してください。

Q.26 申請書を書き存じました。新しい申請書はどこで入手できますか。

高梁市のホームページで公開していますので、ダウンロードしてください。